

予防接種受け忘れに注意

町が実施する予防接種には、左表の通り種類ごとに対象年齢が定められています。この期間を過ぎると、接種料金は全額自己負担になり、

対象年齢（標準年齢）	予防接種名
3か月～7歳6か月に至るまで	・ポリオ ・三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) ・四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)
12か月～24か月に至るまで	・麻しん風しん混合(MR)第1期
6か月～7歳6か月に至るまで (標準開始年齢3歳)	・日本脳炎 平成7年4月1日以降生れのかたは、特例措置で接種できます。お問い合わせください。
年長児の期間 (3月31日まで)	・麻しん風しん混合(MR)第2期 1期の追加接種になります。
11歳～13歳未満(標準12歳)	・二種混合(ジフテリア、破傷風)DT第2期 三種混合の追加接種になります。
中学1年生相当年齢の期間 (3月31日まで)	・麻しん風しん混合(MR)第3期 1期の追加接種になります。平成24年度で終了の予防接種。
高校3年生相当年齢の期間 (3月31日まで)	・麻しん風しん混合(MR)第4期 1期の追加接種になります。平成24年度で終了の予防接種。

予防接種後健康被害の救済制度は適用になりません。忘れず期間内に受けましょう。問合せ 保健センター 82・3757

3月25日から予約を受付します

平成25年度「子宮頸がん検診・乳がん検診」のご案内と受診票を配付します。検診の対象となるかた全員に、行政区役員を通じて世帯ごとに配付します。行政区総代番号の登録がないかたは郵送します。1日当りの定員があるため、予約制になります。以下のとおり実施しますので、この機会に受診してください。(封入された受診票及び通知をよくご確認ください) 予約開始 3月25日(月) 予約方法 保健センターに電話または直接、申し込む。 定員 各日85名

問合せ 保健センター 82・3757

検診日	受付時間・場所	備考
5月15日(水)		<p>予約制になります。</p> <p>・子宮頸がん検診、乳がん検診、それぞれ予約してください。(予約なしで来所された場合、受診できないこともあります) 子宮頸がん検診は、医療機関での個別検診に変更できます。お問い合わせください。</p> <p>がん検診推進事業の該当となるかたに、検診無料クーポン券を配付予定です。検診に持参すると、無料で受診できます。</p>
16日(木)		
18日(土)	【全日程共通】	
19日(日)	【受付時間】 午後 0:30～1:30	
20日(月)	【場所】 保健センター 大字岩田 甲1056番地 82-3757	
21日(火)		
22日(水)		
24日(金)		
25日(土)		
27日(月)		
6月10日(月)		
11日(火)		

5月下旬オープン予定

1月31日(木)、コメリハード&グリーン板倉ニュータウン店の地鎮祭が行われました。(株)コメリ関東開発部ゼネラルマネージャーの谷藤良夫さんは「町民の皆さんの生活に根ざした店舗を目指していきます。ぜひ気軽に立ち寄ってください」と話しました。新店舗は5月下旬のオープンを予定しています。



問合せ 産業政策係 70・4040

祝100歳到達



2月4日(月)、100歳到達者慶祝訪問事業が行われました。星野かねさん(大字板倉)に慶祝状と記念品が贈呈されました。星野さんの元気の秘けつは、からだを動かすこと。野菜作りに励むこと。食事は好き嫌い無く何でも食べることに話してくれました。問合せ 福祉係 内線311

地震被害見舞金の申請期限を延長

町では、これまで東日本大震災で住宅などの屋根、塀に被害を受けた世帯のかたに対し、申請により支援見舞金を支給してきました。この度、家屋の復旧状況をかながみ、見舞金の申請期限を1年延長します。対象者 東日本大震災により町内の住宅などの屋根または塀に被害を受け、一時的な仮

補修や処分、修理に20万円以上の経費を要したかた 見舞金 2万円(1世帯につき1回限り) 申請方法 必要書類などを持参の上、役場総務課(行政安全係)窓口にて申請(土・日、祝日は除く) 必要なもの 修理後の申請 修理費の領収書など・修理前後の写真・

振込口座が確認できるもの(通帳など)・印鑑 修理前の申請 修理費の見積書など・修理前の写真・振込口座が確認できるもの(通帳など)・印鑑 修理前でも申請ができます。 申請期限 平成26年3月31日(月) 問合せ 行政安全係 内線121

春季全国火災予防運動

「消すまでは 出ない行かない 離れない」 3月1日(金)～7日(木)は、春季全国火災予防運動期間です。期間中は板倉消防署のサイレン吹鳴(期間中の毎朝午前7時)や、消防車両による防火パレード(3日)が実施されます。 皆さんもご家庭で下記に準

げる7つのポイントを実践しましょう。 3つの習慣 寝たばこは、絶対やめる。 ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。 4つの対策 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。 問合せ 行政安全係 内線121